

●香川県公安委員会公告第 84 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 27 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務 2 級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和 6 年 7 月 19 日（金）午前 9 時から終了まで

(2) 実施場所

愛媛県松山市上野町甲 650 番地

えひめ青少年ふれあいセンター

3 受検定員

10 人

4 受検対象者

受検対象者は、香川県内に住所を有する者又は法第 2 条第 4 項に規定する警備員であって香川県内の警備業の営業所に属する者（以下「県外在住警備員」という。）とする。

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 受検の手続

(1) 受検の予約

ア 予約の方法

検定の受検を希望する者は、事前に香川県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（080-6283-5203）に電話をし、受検の予約をする。

イ 予約の受付期間

予約の受付期間は、令和 6 年 5 月 13 日（月）から同年 5 月 17 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外の方法による予約は受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 検定申請の手続

ア 検定申請ができる者

検定申請は、事前の予約をした際に警察が付与する予約番号を取得した者に限る。

イ 受検申請期間

受検申請期間は、令和6年6月3日（月）から同年6月7日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

ウ 提出書類

- (ア) 検定申請書（検定規則第9条に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通
- (イ) 写真2葉（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (ウ) 香川県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に属していることを疎明する書面 1通

エ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課に提出すること。

- (ア) 香川県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (イ) 県外在住警備員
営業所の所在地を管轄する警察署

オ 提出方法

書類は、受検申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情により代理人が行う場合は、受検申込者本人の委任状を持参すること。

なお、郵送等による申請は認めない。

カ 検定手数料

検定手数料として、13,000円を書類提出の際に、香川県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、返還しない。

(3) 受検票の交付

受検票は、書類の提出を受けた警察署から、後日、交付する。

7 その他

(1) 持参するもの

受検票、筆記用具、雨着（雨天の場合に限る。）及びマスクを持参すること。

(2) 服装

警備員にあつては制服及び制帽（ヘルメット可）とし、警備員以外の者は運動帽及び活動しやすい服装とすること。（ジャージやTシャツは不可）

(3) 合格者発表

合格者の発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。

(5) この検定は、香川県公安委員会、徳島県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

(6) 問い合わせ先

この検定に関する問い合わせは、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 087-833-0110）又は各警察署生活安全課若しくは生活安全・刑事課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。

発熱者や体調不良者等については、受検を認めない場合がある。